

目される。両国の進出によってイギリスの海外一般市場、植民地市場は大巾に浸蝕され、世界の工業製品輸出に占めるイギリスのシェアは1884年の41.4%から1913年には29.9%に縮小した。浸蝕されたのは海外市場のみではなかった。鉄鋼、砂糧、化学製品、繊維製品、紙、靴、ガラス、陶器等は国内市場にまで侵入し、識者を驚かせた。E.E. ウィリアムズの *Made in Germany* (1896) F. A. マッケンジーの *American Invaders* (1902), A. ジャドウェルの *Industrial Efficiency* (1906), 『タイムズ』の連載記事 'Crisis in British Industry' (1902) など多くの出版物が警鐘を打ち鳴らし、危機感をあふた90年代と今世紀初頭は、ちょうど両国の挑戦が最高潮に達した時期であった。

続いて編者は、このような新工業国の「侵略」が自由貿易主義のイギリスにとっては不可避的なことであったのか、石炭・鉄鋼・繊維という旧来の3つの輸出産業に偏重した産業構造の欠陥によるのか、化学・電気工業といった新たな成長産業の開発を怠った企業家に責任があるのか、といった若干の問題点について、そのアウトラインを示したのち、競争のはげしかった業界、それに機敏に対応した業種、についてコメントを加え、読者を各論へ導いていく。各論では、それぞれの業界における外国の競争の程度、それが業界に与えた影響、および実際の国際競争力について詳述されている。

E E Cへの加盟問題、ポンド切下げ、海外軍事支配権の放棄、福祉予算の切詰めなど、苦境に立つ今日のイギリスには、かつて7洋に君臨した大英帝国の面影はない。しかし今日の苦難の道は19世紀末期、すでにその兆候をみせていた。ここに紹介した二書が読者にそれを暗示している。

—荒井 政治—

モスコヴィッツ記念論集

『アメリカ経済における賃金・物価の
ガイドポスト政策』

Government Wage-Price Guideposts in the American Economy, The Charles C. Moskowitz Lectures, No. VII, New York University, 1967, pp. xix+82

1. 1962年1月の大統領経済報告が、「企業および労働組合が多額の市場力をもつ部門

では、価格と賃金の決定の相互作用が、価格水準の上昇を生じさせる傾向をもつ。……もしわが国の主要産業において、労働代表者が賃金決定のガイドとして生産性の基準を容認し、経営者がその価格決定に際してこれと同等な制約に従うならば、来たるべき年は、責任ある自由の行使の記録における輝かしい1章となるであろう。」(同報告書, pp. 16—17)と述べて以来、合衆国では、いわゆる所得政策が定着し、諸論議が展開されることになった。しばしば、完全には物価上昇を抑えることができなかったという意味で、この政策は成功とはいえず、その唯一の成果は、国民に対する物価問題の教育効果に過ぎないといわれるが(ただし実際に生じた物価騰貴が、所得政策が行なわれたにもかかわらず生じたのか、この政策があったがためにその程度の騰貴ですんだのか、は区別する必要がある)、昨今、わが国でも所得政策の必要が主張される折から、合衆国の先例に聞くことは大いに参考となるであろう。その場合、本書の序文に示されているように、ガイド・ポスト政策の問題は、(1)基本目標としての完全雇用(失業率4%)の達成と(2)それに伴う物価上昇が、(3)特に国際収支の悪化につながる、ということである。それゆえ、完全雇用の達成と物価上昇のディレンマ(フィリップス曲線の実存)こそ、この政策の本来の出発点である。

2. まず議論を整理しておこう。第1に、価格水準を P 、労働所得の分配率を k 、貨幣賃金率を W 、平均労働生産性を A とすれば、 P と W との間には次の関係が成立つ。

$$P = \frac{1}{k} \cdot \frac{W}{A}$$

一般にこの表式はマクロの物価水準に関して考えられるが、これは厳密には各産業別に成立する関係である。(W 決定が各産業別に行なわれることを想起せよ。) 物価水準を考える場合には、この式の両辺を適当なウェイトで一種の荷重平均することが必要であろう。ところで、これより導出される結論は、(i) P の安定を維持するには、 $k = \text{const.}$ とすれば、 $\dot{A} \geq \dot{W}$ 、すなわち賃金の増加を生産性増加の範囲内に留めること、および、(ii) $k = \text{const.}$ を保つには、利潤の上昇のためや W 騰貴を理由に、企業者はそれらコストの上昇を価格 P に転嫁しないようにすること、である。この故に、これを目指す政策が、欧米で“incomes policy”と常に複数形で主張される。第2に、ガイド・ポストという名称が示すように、この政策は「説得による誘導」がその目的である。「説得による誘導」が有効な政策手段となりうるのは、賃金・利潤・価格がそれぞれ組合や企業のもつ市場支配力によって自由裁量的に決定されうる、という事実による。それぞれの当事者の裁量の

重要性が高いから、彼らに対する「説得による誘導」が求められるのである。つまり、労働組合による賃金上昇圧力と企業のもつ価格転嫁力もしくは管理価格を特徴とする寡占状態の認識が、所得政策の背景にある。それゆえ、「説得による誘導」を行なうには、各界の——政府の各省庁・経営者・労働組合・農業団体・消費者団体などの——この政策に対する受容度が、本質的な問題となるであろう。

3. 本書は、まさに、上述の $\dot{A} \geq \dot{W}$ と $k = const.$ の維持を周っての、各界の「受容度」を代表する一種の典型的な論議を集めている。すなわち、*American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations* の President である *George Meany*, *Chairman of the Board Chief Executive Officer, U.S. Steel Corporation* である *Roger M. Blough*, および *Graduate School of Business Administration, Univ. of California* の Dean である *Neil H. Jacoby* の3種の主張である。順次に紹介しよう。

*Meany*によれば、大企業では労働組合の圧力は強いが、労働者一般について見れば「労働の市場支配力」は価格に影響を及ぼしうるほど強力ではなく、従って、労働者一般に対してガイド・ポストを行なうのは誤りだということになる。（賃金の上位準化をもたらす波及効果をどのように考えているかは不明）。また、1961～66年の期間の経済拡張は、利潤分配に不等に有利であり、労働所得はその恩恵に与かるのに常に「遅れ」をもっていたのであるから、この期間に実験されたガイド・ポスト政策は、賃金上昇を不等に抑制した、と見る。市場支配力と分配のいずれからみても労働者に不利であるとすれば、そうなった理由は次の3つに要約されうる。(1) ガイド・ライトとして労働生産性 A を取上げる場合、単一の生産性指標を、多種様々な毎年の各産業での個々の賃金設定に適用することは不可能である。(2) 労働組合とそれによる団体契約が有意に成立しているのは、米国の賃金・俸給稼得者の一部分に過ぎない。(3) 労働組合をもち団体契約を行なっている場合でも、実際には約150,000ものそれぞれ相異なる契約協定から成っているのであるから、所得政策がそもそも賃金に対して考えられるほど、労働者は統一的に組織化されているわけではない。

以上の主張の後で、*Meany* は、1966年8月18日の大統領労働・経営政策諮問委員会の、「自由な社会においては、価格の安定を目指すいかなる政策も、あらゆる型の所得が等しく（その犠牲を）耐え忍ぶ場合にのみ、容認され、効果を発揮するであろう」という主張を引用して次のように結論している。「われわれ組織労働者（*AFL-CIO*）は、……その犠牲が平等である限り、犠牲に耐える用意がある。」（*p.* 18）と。

2番目の *Blough* の論文では、次のように論じられる。「經濟を拡張させる諸政策をあまり損なうことなしに物価上昇をおさえる」(p. 26)ことが合衆国全体に課せられた問題であるが、「それを企業と労働者に責めを負わずべく使うガイド・ポストでは、……政府自体の、インフレの根源的諸原因を正すという……責任がうまく回避されてしまう」(p. 41)危険がある。注意深い引用を用いながら *Blough* は組織労働者の市場支配力を認め、上述の政府の責任回避さえなければという条件つきで、ガイド・ポスト政策に賛成する。しかし注意してみると、その賛成は、所得政策の「意図」(上述の引用を参照)、特に「賃金」ガイドのそれにあつては、ガイド・ポスト政策そのものには反対している。その理由は、(1)一部の基幹産業の場合を除けば、賃金ガイド・ポストは賃金上昇を抑制するものとしてはその効果が薄いと、(2)經濟の多様性のため、ガイド・ポストとしての単一の生産性指標は、実際には適用不可能であること、(3)しばしば労働生産性の向上は労働以外の投入に起因しているから、生産性の増加分のすべてを賃金上昇に振向けえないこと、(4)賃金ガイド・ポストは、企業の私的な主導性を損ね、労働指導者の政治的安全を侵し、労働の正常な職業間移動を阻げること、(5)「ガイド・ポスト(それ自体)が、われわれを価格の統御と賃金の統制の方向へ向かわせる」(p. 40)から、本来の「需給法則」の否定につながりうること、である。

最後に、*Jacoby* は、完全雇用と物価水準の安定の同時達成を目指す補助的政策としてのガイド・ポスト政策の理論的裏づけを求めている。まず、操作可能な意味では、完全雇用目標とは4%の失業率であり、物価の安定とは年1.5%以内のCPIの上昇であると定義する。物価に年1.5%の上昇が許されるのは、(1)新生産物と生産物の質の改善を認めた場合の、CPIの構成の技術的要請であり、(2)1958年から1963年の比較的物価が安定していたといわれる時でも、年当り1.5%以内の上昇があつたことによる。したがって、4%の失業率と年1.5%以内の物価上昇に抑えることが当面の實際的目標となるが、*Jacoby* は次の6つの施策を主張する。(1)經濟的目標のためのあらゆる私的な組織に対して、反トラスト法を拡大・強制すること、(2)外国貿易に対する障害を削減し、競争の領域を広げること、(3)労働者の再訓練と再配分を行なうための諸計画を強化すること、(4)政府の行なっている価格固定化や価格支持政策を徐々になくすこと、(5)最低賃金の上昇とその適用範囲の拡張を延期すること、(6)労働市場の機能についての調査・研究を拡大すること。したがって、*Jacoby* は、全体の中の1政策として所得政策を考え、しかも、賃金—物価の関係についての大眾にたいする教育効果だけをそれに認め、むしろ直接効果ある施策としては上述の諸策を薦めていることになる。彼にとっては、「あらゆる部門における有効な競争を

回復すること」(p. 82) が最終の望みであり、「1964年以後ますますそうなったのだが、全国的に強制される賃金と価格の統制体系として用いられる場合には、ガイド・ポスト政策は経済にとって有害である。」(p. 82)

以上から明らかなように、本書は、所得政策の先進国アメリカで、各界において、ガイド・ポスト政策が不評であることおよびそのそれぞれの理由を明らかにしている。近年発行された *Guidelines, Informal Controls, and the Market Place*, ed. by G.P. Shultz & R.Z. Aliber, Univ. of Chicago Press, 1966 (金森・丸茂監訳『所得政策論争』, 東洋経済, 1968:9.) を、この問題に関する純理論的な正面切っの論文集とすれば、本書は比較的肩のこらない実践的な論集だといえよう。

(29 Sept. '68 記)

——保坂 直達——

野口 祐編著『日本の都市銀行』

現在、わが国はいわゆる資本自由化を迎え、同時に産業再編成が急がれ、これに応ずる「金融再編成」就中、金融機関の大型化への動きが有力になっている。すなわち統一銀行経理基準による格差行政の推進、あるいは銀行の証券業兼営、異種金融機関の合併など、いわゆる銀行デパート論にみられるもの、また直接アメリカの銀行と提携する国際化への志向がそれである。自由主義諸国の企業および金融機関の順位は41年現在で、上位100社のなかに入るわが国企業は僅か3社に過ぎないのに対して、金融機関は上位100行中20行が食い込んでおり、さらにまた資金10億ドルを超えるわが国の金融機関は22行あり、アメリカ40行、イギリス9行、西ドイツ9行に比しかなり多い。したがってわが国の金融機関はすでに国際的規模に達しており、これ以上大型化する必要はないとみる向きもある。こうした情況のもとで、本書はわが国都市銀行を各行別に、その歴史的発展過程、日本経済および銀行業界のなかでの位置と役割、政治権力との関連、海外進出、ならびにその資金の運用、調達状態、収益力、資本蓄積状態などの実態について、多角的に分析されたものである。したがって本書の構成は東京銀行を除く12の都市銀行が次のような順序で検討されている。